

第 8 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年1月31日(水) 午後 3時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 41分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	23名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	13番 矢内 鉄男 6番 小菅 雄一郎 7番 高沢 良満
議事参与	4名 事務局長 新井 八寿代 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 鳥井 貴史
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 桐生市農地利用最適化推進委員の委嘱について 日程第4 第30号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 3件 日程第5 第32号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 7件 日程第6 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 00 分

議 長

ただ今から第8回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、2番杉戸委員及び3番山形啓子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3「桐生市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

日程第3「桐生市農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。このことにつきましては、桐生市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条により、桐生市農業委員会が農地利用最適化推進委員の委嘱を行うものでございます。

12月25日に開催された第7回農業委員会総会におきまして、ここにいらっしやいます、武幸一さんを、農地利用最適化推進委員に委嘱すべき者として決定いたしました。

それでは議長である会長より、武さんに委嘱状の交付をお願いいたします。

(委嘱状の交付)

それでは、新たに農地利用最適化推進委員となられた武委員に一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

3番推進委員 武幸一と申します。新里町山上で施設園芸をしております、きゅうりを栽培しております。50年近く栽培をしておりますが、一生懸命頑張りがらやっております。この度農地利用最適化推進委員という大役を仰せつかりましたが、何も分からないので、みなさんと一緒に勉強をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。武委員の議席番号は3番となりますので、席への移動をお願いします。

続きまして、日程第4 第30号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、受付番号8番及び9番につきましては、星野重彦委員が申請者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。

それでは、7番 星野重彦委員、退席をお願いします。それでは受付番号8番及び9番について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号8番、9番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、「農業用施設」に供するものであるため、許可基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、この件について1月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

8番農業委員 はい。

議長 はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員 8番山形栄子でございます。1月29日に10番齊藤推進委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。受付番号8番につきましては、県道333号線を南に下ったところにあります。始末書が添付されておりますので問題ないかと思われま。次に受付番号9番につきましては、山上の工業団地の東側に位置し、堆肥舎がある西側にあたるところで、問題ないかと思います。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

では私の方からひとつ。農林振興課で農業振興地域の用途変更の手続きを行った後に転用申請をといるところですが、農業振興地域の用途変更について教

えていただけますか。

事務局

用途変更の手続きについてですが、新里全域と黒保根の一部については農業振興地域となっておりまして、農地以外の用途で地目を変更する場合には農業振興地域から除外をする手続きが必要となります。今回の案件につきましては農業用施設を設置することなので、農業用施設を設置するための用途変更の手続きが許可申請前に必要となります。今回のケースですと用途変更の手続き自体は行っておりましたが、その後行うべき農地転用の許可申請を失念していたため、改めて農地転用の許可申請を行ったということになります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第30号議案 「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第30号議案は許可相当として承認されました。

それでは、7番 星野重彦委員の入室を求めます。

星野委員へご報告いたします。

本件については、承認されました。

日程第4 第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号44番、45番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号46番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上44番から46番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について1月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

8番農業委員 はい。

議長 はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員 8番山形栄子でございます。受付番号44番につきましては県道65号線を北側に上がっていき5キロくらい進んだところになります。道の西側とその先の東側になり、既に木が生えており、始末書が添付され、今後は植樹をして管理をしていくとのことですので空き家の解消にもなり、よいのではないかと考えられます。次に受付番号45番につきましてはベイシア新里店のところを北東へ上がったところでありまして、住宅地の一角であり、問題ないかと思われます。次に受付番号46番につきましては122号線の水沼駅の近くの黒保根大橋を渡った先になります。きれいに整地してあり、問題ないかと思われます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 2番推進委員荻原です。この受付番号46番につきましては問題ないかと思ひます。

議長 はい。ほかにございますか。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第31号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第32号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、利用権設定総括表1番から5番及び所有権移転総括表1番及び2番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について1月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10番推進委員

はい。

議長

はい。10番齊藤推進委員。

10番推進委員

10番推進委員齊藤でございます。1月29日に8番山形栄子委員と事務局2名とで、現地調査をしてみましたので、ご報告させていただきます。32号議案の1番につきましては、鶴ヶ谷につきましては新里中学校の道を北東に向かっていったところにあります。山上ですが、山上城跡公園を北に1km少々進んだところですが、2筆とも隣り合わせになっておりますが、耕作者の自宅付近にあるため、効率的に耕作できるのではないかと思います。どの水田も稲が刈り取られた後の状態となっており、きれいに使われておりました。2番の新川ですが、新川駅から南に向かい、新里歯科の信号を西に入り、100mくらい進んだところになります。いつでも耕作できるような状態になっておりました。3番ですが、国道353号線の西側にあたります。2筆ありましたが、どちらもきれいに管理されており、いつでも耕作できる状態でした。4番になりますが、新里の関の集会所の南西になります。きれいに耕されておりました。5番ですが、伊勢崎大間々線沿いのドライブインに隣接する北側です。もう一つはそこから500mくらい北東に位置するところで、どちらもきれいになっておりました。何ら問題ないと思います。次に所有移転の1番についてですが、国道353号線の農産物直売所の付近を北上したところですが、背の高い木が生えており、そこを伐採して耕作をするということなので、耕作放棄地を耕作してもらえるとということであればよいと思われま

す。2番ですが、国道353号線を北上し、梨木香林線に入りさらに北上したところで、申請地南側に牛舎をお持ちの方が牧草を作るとのことですので、何ら問題ないと思います。畑もいつでも耕作できるような状態でした。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

5番推進委員 はい。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番推進委員大澤です。中間管理機構というものに関して教えていただけますか。

議長 はい。事務局。

事務局 農地中間管理機構は農地の集積・集約化を推進するために、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるために、農地の貸し手と借り手との間に入って調整を行う機関のことです。

5番推進委員 分かりました。

議長 分かりやすく言えば県の出先機関のようなもので、農地の貸し借りをするとき、貸し手も借り手も安心して農地を貸し借りできるようにするためのもので、相対だと貸し借りをするよりは中間管理機構を通すことによって貸し手は定められた期間が経過したときに必ず貸した土地が戻ってくるという安心感があったり、借り手も賃貸料を適正な価格で払うことができたりして、お互いが安心して農地の貸し借りができるような仕組みを国が作ってそれを行っている機構だという解釈でいいと思います。

5番推進委員 はい。分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第32号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、7件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第32号議案は許可相当として承認されました。

日程第6 報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第13号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については4件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第14号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 4 1 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

2 番

3 番
